

# 畜舎における防火及び構造関係規定の緩和

## 手続き規定

畜舎を建築しようとする場合は、当該工事に着手する前に、建築主事等に建築確認申請を行い、確認済証の交付を受ける必要がある。  
 畜舎には、家畜等の飼育施設、搾乳施設等のほか、ペットの飼育・繁殖・収容施設等も含まれる。  
 都市計画区域等以外で一定規模(木造:階数3以上、延べ面積500㎡超、高さ13m超、軒の高さ9m超 / 非木造:階数2以上、延べ面積200㎡超)未満のものは建築確認申請不要。  
 建築確認申請が不要であっても、建築物を建築する場合は、建築基準関係規定には適合する必要がある。  
 都市計画区域内等に畜舎を建築する場合は、集団規定により一部の住居系地域において床面積の制限等が適用される。

## 畜舎の基準緩和

畜舎については一般建築物と同様に建築基準関係規定が適用されるが、畜舎は一般建築物に比べてその建築物を利用する人間が少なく、また、建築物内部の滞在する時間が短いこと等を考慮し、農林水産省とも連携し、一定の要件を満たす場合、防火及び構造関係規定について緩和規定を設けている。

### 防火関係規定

< 一般建築物 >



**防火壁**  
(法26条)

延べ面積1,000㎡を超える建築物は、屋根や壁から突出する耐火構造の壁(防火壁)によって区画することが義務づけられている。

**小屋裏隔壁**  
(令114条3項)

建築面積300㎡を超える建築物の小屋組が木造である場合は、けた行間隔12m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けることが義務づけられている。

< 畜舎 >

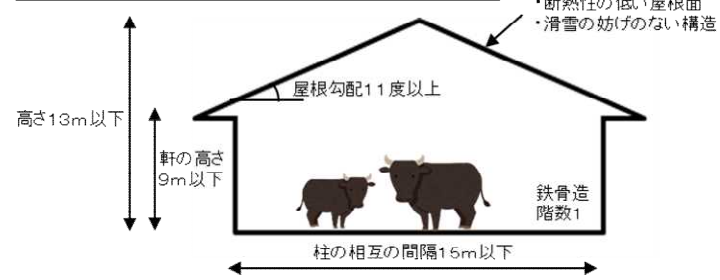
### 防火壁、小屋裏隔壁の適用除外

以下の 又は の条件に該当する畜舎は、防火壁、小屋裏隔壁の設置は不要(H15年3月及びH16年5月 告示改正等)  
 周辺地域が農業上の利用に供されており、かつ、避難上及び延焼防止上支障がない場合  
 開放性の高い平屋であり、かつ、柱・はり等が一定の防火上の性能を有する場合(床面積が3,000㎡以内)

### 構造関係規定

市街化区域以外の区域における高さ13m以下、軒高9m以下、スパン15m以下の平屋等の一定条件を満たす特定畜舎等建築物(豚舎等の飼養施設、搾乳施設等)については、構造計算に用いる荷重及び外力のうち積雪荷重及び風荷重を低減できる。  
 (H14年5月 告示制定)

#### 緩和規定を適用できる畜舎の例



#### 積雪荷重及び風荷重の低減(例)

(北海道札幌市の飼養施設)

|          | < 一般建築物 >                | < 畜舎 >                              | 低減率    |
|----------|--------------------------|-------------------------------------|--------|
| 積雪荷重     | 4,113 N / m <sup>2</sup> | 1,801 N / m <sup>2</sup> (常時又は積雪時)  | 44%に低減 |
| 風荷重(速度圧) | 734 N / m <sup>2</sup>   | 2,070 N / m <sup>2</sup> (暴風時又は地震時) | 50%に低減 |
|          |                          | 544 N / m <sup>2</sup>              | 74%に低減 |

当該区域における1月と2月の2ヶ月間の平均風速が2.0m/sの場合